

青森県報

第二千二百六十二号

平成十五年
十二月八日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) …… 一
生活保護法による指定医療機関の再開の届出……………	(同) …… 一
生活保護法による施術者の指定……………	(同) …… 一
生活保護法による指定施術者の住所及び施術所の所在地変更の届出……………	(同) …… 二
身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………	(障害福祉課) …… 二
知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………	(同) …… 二
児童福祉法による居宅支援事業者の指定……………	(同) …… 二
公 告	
大規模小売店舗の変更の届出……………	(経営振興課) …… 三
右 同……………	(同) …… 四
右 同……………	(同) …… 四

告 示

青森県告示第七百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
盛ハート・クリニックス	青森市奥野一丁目五の八	平成二五年一〇・三

青森県告示第七百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から再開した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	再開年月日
よしだ歯科医院	八戸市大字湊町字柳町一の二	平成二五年一〇・一七

青森県告示第七百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年 月 日
石村 清光	南津軽郡碓ケ関村大字碓ケ関字三笠山一二七の四	大坊整骨院	南津軽郡平賀町大字大坊字竹内二二四の三	平成二五年一・三

青森県告示第七百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から住所及び施術所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
変更前	吉田功	むつ市新町一三の二	吉田整骨院	むつ市新町一三の二	平成一五・一〇・一
変更後	坂本義美	五所川原市田町一八七の八	さかもと接骨院	五所川原市田町一八七の八	元・一・一
変更前		五所川原市鎌谷町五一九の五		五所川原市鎌谷町五一九の五	

青森県告示第七百七十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十七条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十五年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	名称	所在地	指定年月日
有限会社あやとり	有限会社あやとり	弘前市大字撫牛一三丁目二〇の五	居宅介護等事業	有限会社あやとり	弘前市大字撫牛一三丁目二〇の五	平成一五・三・一

株式会社アイリスケアサービス	八戸市小中野一丁目四の四二	居宅介護等事業	ヘルシーポイントハッピーネス	八戸市小中野四丁目三の四五	
社会福祉法人鶴松会	北津軽郡鶴田町大字廻堰字上野尻一四六	短期入所事業	特別養護老人ホーム鶴松園	北津軽郡鶴田町大字廻堰字上野尻一四六	

青森県告示第七百七十六号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十五年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	名称	所在地	指定年月日
有限会社あやとり	有限会社あやとり	弘前市大字撫牛一三丁目二〇の五	居宅介護等事業	有限会社あやとり	弘前市大字撫牛一三丁目二〇の五	平成一五・三・一
社会福祉法人七戸福祉会	城南ヘルパースセンター	上北郡七戸町字太田野一九の四	居宅介護等事業	上北郡七戸町字太田野二六の一		

青森県告示第七百七十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、次のとおり児童居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十五年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名称	名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所	年月日
主たる事務所の所在地	名称	名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所	年月日
児童居宅支援の種類	名称	名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所	年月日
居宅介護等事業	名称	名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所	年月日
有限会社あやとり	名称	名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所	年月日
弘前市大字撫牛一丁目二〇の〇	名称	名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所	年月日
弘前市大字清野五丁目一の三	名称	名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所	年月日
弘前市大字清野五丁目一の三	名称	名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所	年月日
平成二五・三・一	名称	名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所	年月日

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニバース・かんぶん階上店
三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠四三の一七外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 株式会社菅文
岩手県二戸市堀野字長地七五の四
代表取締役 菅陽悦
- 2 株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一

三 変更しようとする事項

区 分	変更前	変更後	年月日
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社ユニバース 外三者 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	平成二五・三・一
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社ユニバース 外三者 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	平成二五・三・一
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社ユニバース 外三者 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	平成二五・三・一

四 届出年月日

平成十五年十一月十四日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び階上町役場

2 期間

平成十五年十二月八日から平成十六年四月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、階上町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年四月八日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由
4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガベニーマート観光通店

青森市青葉三丁目六の五外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役社長 秦勝重

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役社長 秦勝重

2 有限会社メガ

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦文字

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	変更前	開店時刻 午前九時	閉店時刻 午後十時	変更後	開店時刻 午前九時	閉店時刻 午後十一時	変更年月日 平成一五年三・一
--------------------	-------------------------------	-----	--------------	--------------	-----	--------------	---------------	-------------------

項

閉店時刻	来客が駐車場を利用できる時間帯	「駐車場A」 午前九時三十分から午後九時まで	「駐車場A」 午前八時三十分から午後十一時十五分まで
------	-----------------	---------------------------	-------------------------------

五 届出年月日

平成十五年十一月十日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十五年十二月八日から平成十六年四月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年四月八日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法

第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニバース南類家店
八戸市南類家二丁目九の五外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
八重洲リース株式会社
東京都中央区京橋二丁目三の一九の一
代表取締役 松重征夫
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一 外二者
- 四 変更しようとする事項

大規模小売店舗の開設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	大規模小売店舗の開設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	区 分	変更前	変更後	変更年月日
				変更前	変更後	変更年月日	
来客が駐車場を利用できる時間帯	午前九時三十分(日祝祭日)から午後九時三十分まで	午前九時三十分(日祝祭日)から午前八時三十分まで	午前九時三十分(日祝祭日)から午前八時三十分まで	平成 一五年 一二月 一八日			

五 届出年月日

平成十五年十一月十四日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十五年十二月八日から平成十六年四月八日まで
3 時間
午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年四月八日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭